旅券における旧姓併記

取扱注意

平成３１年４月２４日
外務省領事局旅券課

１．旧姓併記制度の現行運用

旧姓を別名の一形態と整理し、国内外における旧姓での活動や実績及び渡航の必要性を書面で確認できる者について、旅券への旧姓併記を認めている。

２．政府イニシアティブ（「重点方針2018」）を踏まえ、旅券における旧姓併記の要件緩和等を検討中。

- ◆ 渡航文書としての信頼性維持が前提
- ◆ 疎明資料の省略、旧姓の定義・確認方法、券面記載等を検討中

３．要件緩和等により予期される効果・影響

- ◆ 国外において、現姓と異なる姓を有していたことを示すことが可能

  例）旧姓による海外ホテル予約、国際会議への登録

現行の旧姓併記方法

（現状の括弧書きが何を意味しているかの説明がないため、）

- ◆ 海外での出入国審査時や滞在時におけるトラブルの可能性

  ⇒ 本人が括弧書きの中身が旧姓であることを説明する必要がある。

- ◆ 国内外で旧姓による手続を行えるかは、手続を受ける機関しだい

  例）旅行保険、金融手続、他国の公的手続

（旧姓がＭＲＺ（＝ＩＣチップ）に記録されたとしても、）

- ◆ 旧姓による査証（ビザ）の取得は不可
- ◆ 航空券の取得は原則不可

（複数の姓を公証しているように見えるため、）

- ◆ 旅券の旧姓を国内外で悪用（詐欺行為等の犯罪に利用）する者が現れる可能性

令和元年8月版（次ページ）は
さらに具体事例が記載

出典：2019年4月24日　内閣府男女共同参画会議　重点方針専門調査会
「女性活躍加速のための重点方針2019」に盛り込むべき事項について（各省ヒアリング）

【通し番号231】

旅券における旧姓併記

取扱注意

令和元年８月19日
外務省領事局旅券課

１．旧姓併記制度の現行運用

旧姓を別名の一形態と整理し、国内外における旧姓での活動や実績及び渡航の必要性を書面で確認できる者について、旅券への旧姓併記（旧姓の別名併記）を認めている。

２．政府イニシアティブ（「重点方針2019」）を踏まえ、旅券における旧姓併記の要件緩和等を検討中。

（旅券は、発給国政府がその名義人の国籍と身元を公証する国際的な身分証であることから、）

◆ 渡航文書としての信頼性維持が前提（戸籍にひも付けた本人特定等）

◆ 疎明資料の省略、旧姓の定義・確認方法、券面の記載等を検討中

３．旅券における旧姓併記の要件緩和を実施するに当たり、券面上の別名（旧姓を含む）の記載の問題

現状括弧書きされている別名の表記方法では、二重国籍等による別の姓なのか、婚姻等による旧姓なのか、判らない。このため、渡航先当局から問題とされる事案が発生している。

現行制度では、旅券への旧姓併記を「国内外における旧姓での活動や実績及び渡航の必要性を書面で確認できる者」（結果として，括弧書きの意味を説明できる方）にのみ認めているが、そのような方にあってもトラブルを回避できない事案が報告されている。こうした中、要件緩和によりその対象が拡がる場合、トラブルの件数が増加する可能性が否定できない。

このため、旧姓併記を認める要件緩和に先立ち、別名併記の記載方法を解りやすく改める必要がある。

【トラブルの実例】

① 渡航先入国審査時、ビザに記載されている現姓（婚姻後の姓）と旅券の旧姓併記の表記の不一致が問題とされ、入国審査等に徒に時間を要した。

② 在留国において日本の資格免許を在留国のものに切替える際、本来なら旅券を身分証明資料として使用できることとされているが、旅券の別名併記とその他の提出書類に記載される氏名との不一致により、旅券を身分証明資料として扱ってもらえなかった。

③ ある国では、外国人の在留管理のための身分証明資料として旅券を使用するが、複数の在留邦人について異なる種類の別名併記旅券に接した政府当局が、括弧書きの中身が何を意味しているか判らず、在留手続に支障をきたした。

現行の別名（旧姓を含む）併記方法

４．要件緩和等により予期される効果及び影響

◆ 国外において、現姓と異なる姓を有していたことを示すことが可能
例）旧姓による海外ホテル予約、国際会議への登録

（現状、括弧書きが何を意味しているかの説明がないため、）
◆ 海外での出入国審査時や滞在時におけるトラブルの可能性
⇒ 券面記載を改善することでトラブルを低減する必要あり。

◆ 国内外で旧姓による手続を行えるかは、手続を受ける機関しだい
例）旅行保険、金融手続、他国の公的手続

（機械読取領域(MRZ)の氏名情報は二項目のみ。各国任意欄に別名を記述したとしても、）
◆ 旧姓による査証（ビザ）の取得は不可
査証にもMRZがあり、その氏名情報は旅券に一致する必要あり。

◆ 航空券における旧姓の使用には航空会社の協力が不可欠
航空会社は、航空券氏名情報を渡航先入管に送付する義務。入管はこれとMRZを比較。

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/jyuuten_houshin/sidai/pdf/jyu21-sanko3-24.pdf